



produced by MEDIPLAT

2024年2月

衛生講話資料

ストレスチェックの運用

②高ストレス判定・面接指導・事後措置

株式会社Mediplatの許可無く
対外的に参照・配布することを禁じます

Copyright(C) ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

1. 高ストレス者とは？

1. 高ストレスとは？

2. 2つの計算法

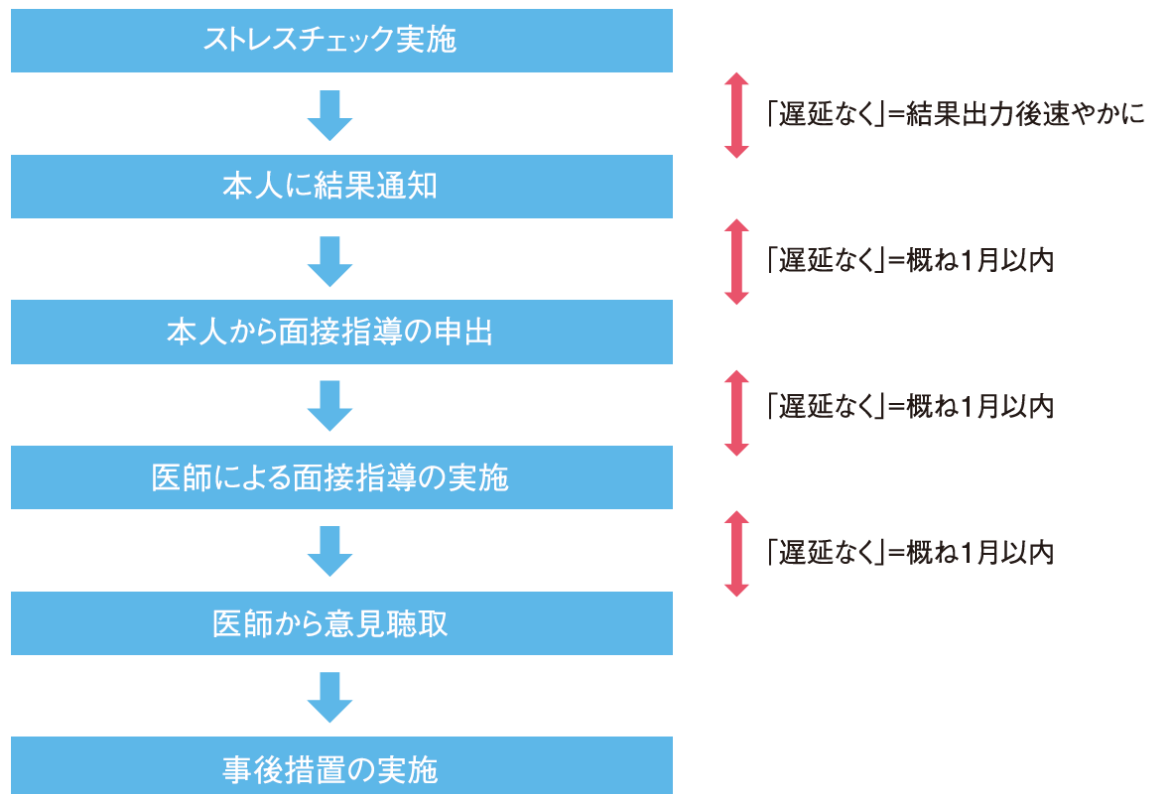
2. 面接指導の流れ

1. 通知・申出

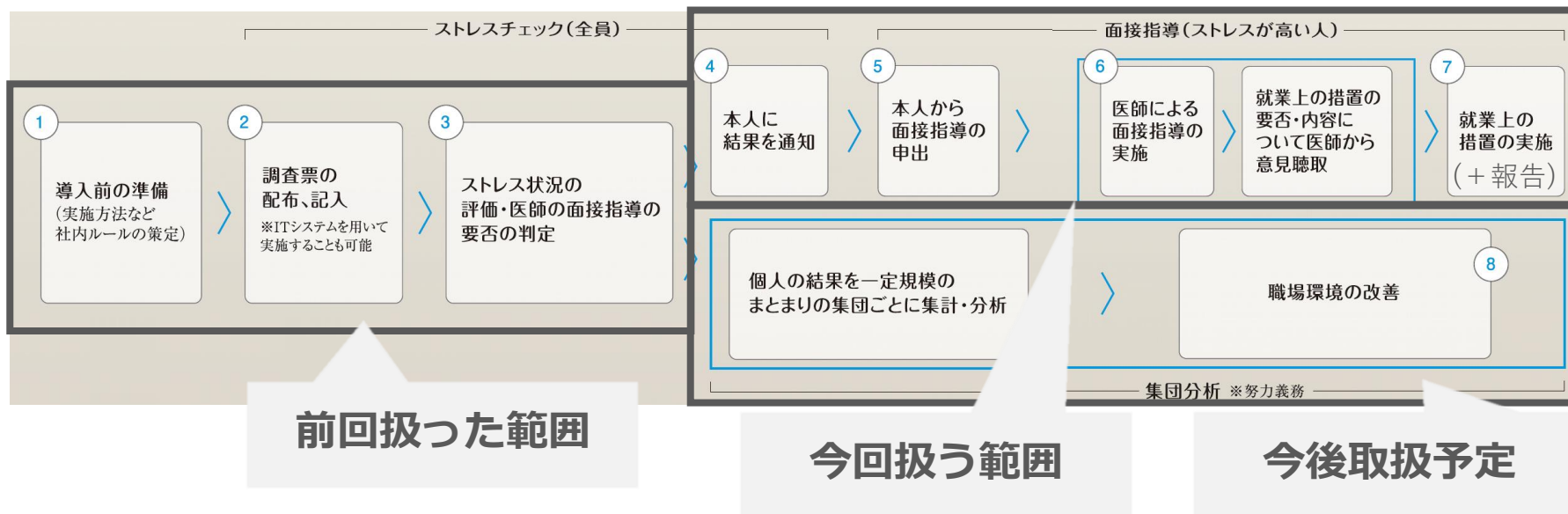
2. 実施

3. 就業上の措置

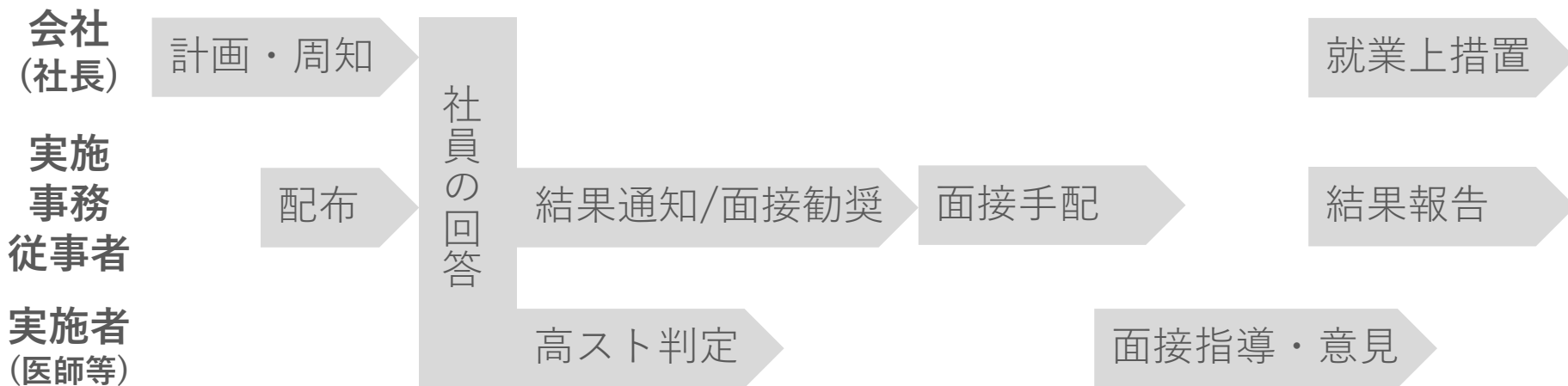
3. 結果の保存・報告



実施の流れ



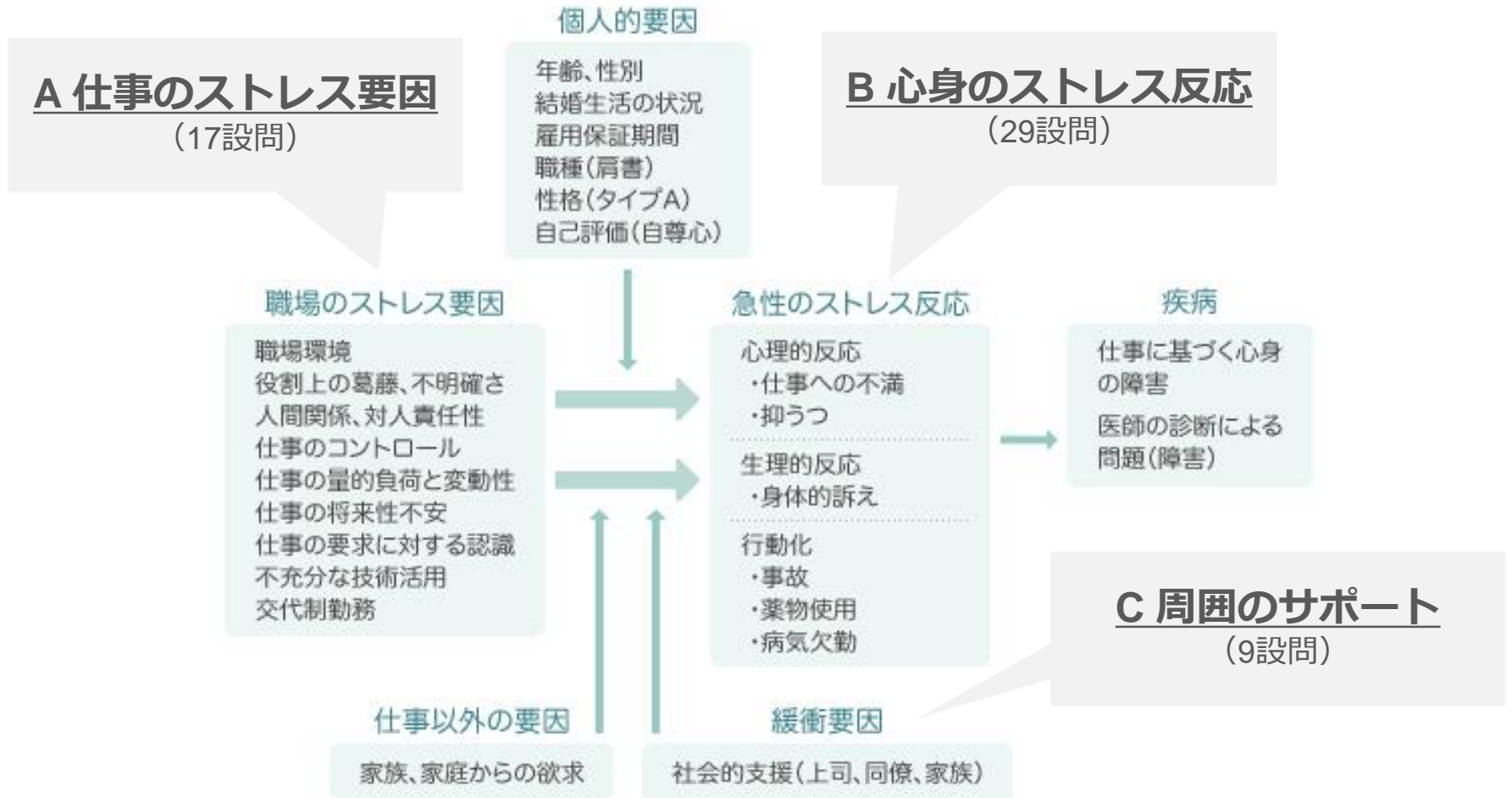
～産業医が嘱託の場合の流れ～ (注：実施者と面談医師を兼ねている場合・集団分析は除く)



厚生労働省、「ストレスチェック導入ガイド」より抜粋

何を見ているのか？

■ NIOSHの「職業性ストレスモデル」



■ 高ストレス者の定義

- ア 「B 心身のストレス反応」が高い
- イ 「B 心身のストレス反応」がある程度高く、
「A 仕事のストレス要因」が多い+ 「C 周囲のサポート」が少ない



ストレスにより心身に影響が出ている

or

影響があり、ストレスがかかりやすい環境

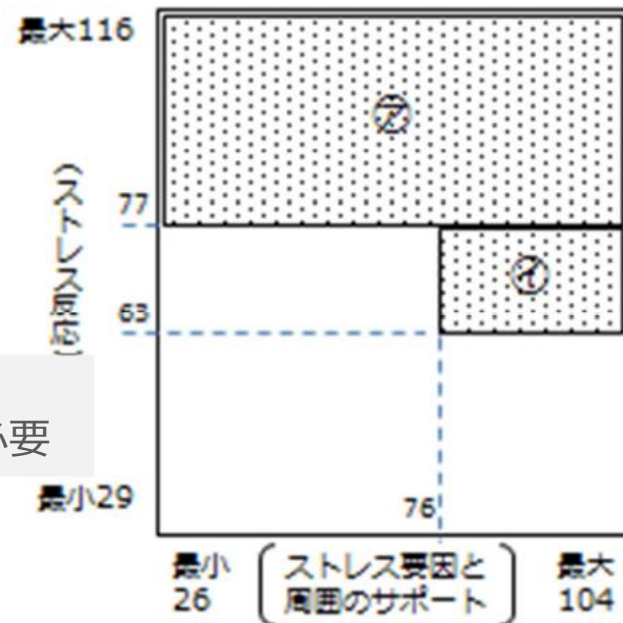


早めにセルフケア

&

必要に応じた就業上の配慮が必要

(合計点数を評価に用いる場合)



医師の
面接指導が必要

2つの計算法

① 合計点数を使う方法

- ・ 各設問の点数を足し上げる
- ・ 設問により高低の置き換え必要

高ストレス = 点数**高**

低ストレス = 点数**低**

② 素点換算表を使う方法

- ・ 素点換算表で計算する
- ・ ストレス度と点数の**高低が逆**

高ストレス = 点数**低**

低ストレス = 点数**高**

<高ストレスの判定基準>

① 領域B \geq 77点

② 領域B \geq 63点 & 領域A+C \geq 76点

<最**高**点> (最も高ストレス)

A 68点・B 116点・C 36点

① 領域B \leq 12点

② 領域B \leq 17点 & 領域A+C \leq 26点

<最**低**点> (最も高ストレス)

A 9点・B 6点・C 3点

※各社独自に判定基準を設けても良い

(但し、意図的に面接指導を回避させるような運用は×)



法に定められた事業主の義務

- ① 高ストレス者に対し、面接指導を受けられることを**通知**する
- ② 申出があった従業員に対し、**医師による面接指導**を行う
- ③ 医師の意見に基づき、**適切な事後措置**を行う

■ ストレスチェック実施後に、従業員に通知する項目

- ① 個人のストレスチェック結果
個別結果、**高ストレスの該当有無 + 面接指導の要否の通知**
- ② セルフケアのためのアドバイス(推奨)
- ③ 面接指導の申出方法(推奨)



■ 面接指導の要否の判定・通知、とは？

- ・ 高ストレス該当者に対し、「医師による面接指導を**受けられること**」を通知
- ・ 「本人が希望で実施する」という**自由意志**によるもの（×義務ではない）

面接指導の申出

■ 申出の方法

- ・ 本人の**自由意志**で行うことが大前提（強制してはならない）
- ・ 多くのシステムで自動で案内がされる
→ 気になる社員には、**追加で個別案内**なども行うと◎
- ・ 申出の方法はシンプルにする & きちんと案内する
- ・ **面談内容を明かされることはない**と案内する



■ 個別結果の取扱いについて

面接指導の申出にあたっては、事業者への結果開示に同意する必要がある



- ・ 「事業主への開示」 = 「上司でも誰でも自由に見れる」ではないこと
- ・ **不利益な取扱い**は絶対にしないこと
- ・ **開示しないでまず人事・保健師等と面談**を受けることも可能なこと **を周知!**

「安心して面接を受けたいと言える環境」を整備する

面接指導の実施・就業上の措置

■ 面接指導の実施

- ・ 実施者は事業場担当産業医が望ましい
→ **職場の現状に合わせた意見を出すため**
- ・ 申出から1ヶ月以内に行う
- ・ 最低でも **30分** は取り、
該当者 + 医師のみ で行う

■ 就業上の措置を実施

- ・ 「医師の意見に基づいた」措置を実施
- ・ 実施主体は企業（実施者ではない）
- ・ 概ね面接後1ヶ月以内

就業区分	
区分	内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの
要休業	勤務を休む必要のあるもの

医師の意見に反して、

- ・ 無理に働かせた
- ・ 勝手にやめさせたり休ませた

は問題になる！！！！

「面接・措置に関する意見」は医師が行い
 「就業上の措置」は事業者が行う

面接指導結果報告書

面接指導結果報告書			
対象者	氏名	所属	
		男・女	
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の要因)		就業上の措置に係る意見書	
心理的な負担の状況	(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点		就業区分
			0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり()		労働時間の短縮 (考えられるものに○)
			0. 特に指示なし 4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外 1. 時間外労働の制限 5. 就業の禁止(休暇・休養の指示) 2. 時間外労働の禁止 6. その他 3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分
面接医師判定	本人への指導区分 ※複数選択可	就業上の措置	
		労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目 a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他 1) _____ 2) _____ 3) _____
		措置期間 日・週・月 又は 年 月 日 ~ 年 月 日	
報告書は 人事権がある立場も 閲覧することになる (就業配慮の履行に必要)		職場環境の改善に関する意見	
		医療機関への受診配慮等	
		その他(連絡事項等)	

**ストレスチェックの結果が記載される
= 個別結果の開示同意が必要**

**就業上の配慮(=個人への対処)と
職場環境改善(=組織への対処)が記載**

厚生労働省、「ストレスチェック導入ガイド」より抜粋

結果の保存・報告

■ 結果の保存

以下を**5年間**保存

- ・ 個別の結果
- ・ 結果の事業者開示の同意
- ・ 面接指導結果報告書
- ・ 事後措置に関する書類

※全て「**要配慮個人情報**」のため
機密性が保たれるように！

これらについても
「**実施者**」 「**実施事務従事者**」が行う

■ 労働基準監督署への報告書提出

年度末(3月)までに
所轄労基署に提出

様式第6号の3(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																													
対象年	7:平成 年分 9:令和	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> 年分 <small>1~99は左 ↑</small>				検査実施年月	7:平成 年分 9:令和	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> 検査実施年月 <small>1~99は左 ↑ 10月は右 ↑</small>																								
事業の種類			事業場の名称																													
事業場の所在地	郵便番号()		電話 ()																													
			在籍労働者数	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <small>右に詰めて記入する ↑</small>																												
検査を実施した者	<input type="checkbox"/>	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、 保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士 又は公認心理師 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看 護師、精神保健福祉士又は公認心理師	検査を受けた労働者数	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <small>右に詰めて記入する ↑</small>																												
面接指導を実施した医師	<input type="checkbox"/>	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <small>右に詰めて記入する ↑</small>																												
集団ごとの分析の実施の有無	<input type="checkbox"/>	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない																														

産 業 医	氏名
	所属機関の 名称及び所在地